

第4章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成等について

1 基本的な考え方

災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、名簿の作成に併せて、個別避難計画の作成を進める。

作成に当たっては、自ら避難することが困難な要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の改正災害対策基本法施行後から概ね5年程度で作成に取り組むこととする。

個別避難計画の作成目的は、「要支援者について避難支援等を実施する」ことであり、作成に当たっては、市が作成の主体となり、庁内の関係部局や、福祉専門職、民生委員児童委員、地域自治組織、自主防災組織等と連携して作成を進めることとする。

なお、要支援者の避難支援に欠かせないマンパワーや互助力は地域によって状況は異なっているため、実効性のある避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握し、地域における支援者を決定することが望ましい。

2 個別避難計画の作成

(1) 策定の方法

避難支援団体等は、市から提供された同意者名簿情報に基づき、要支援者本人や家族等を含めた話し合いを実施するなどして、避難支援に必要な内容を個別避難計画に記入する。その際、緊急連絡先等、第三者の了承も必要になる場合もあるため、要支援者及び避難支援者ともに確認しながら記入する。

(2) 個別避難計画に記載する主な内容

- ア 要支援者情報
- イ 緊急連絡先
- ウ 避難支援者情報
- エ 避難場所
- オ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 避難支援者の設定

発災時にスムーズな避難支援ができるよう、日常的に交流があり、近隣に居住している人が望ましいことを踏まえ、実行可能なものとなるよう避難支援者を設定する。

(4) 個別避難計画の内容確認等

要支援者は、作成された個別避難計画の内容に誤りや記入漏れがないかを確認し、特に問題がなければ個別避難計画の署名欄に署名する。また、記載した内容に変更が生じた場合は、要支援者自ら避難支援者にその旨を伝え、修正すること。

なお、市が定めた様式以外に、地域や関係団体において作成した様式で、必要な情報が記載されている場合も、個別避難計画として取り扱う。

3 個別避難計画の活用

市内部において、避難支援等の実施に必要な限度で市が個別避難計画情報を内部利用することに関する、個人情報の利用については、本人又は避難支援等実施者の同意を得ることは要しない。

このことから、市内部において具体的に想定される個別避難計画の利用用途としては、次のとおりである。

- ・ 個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援者の同意を得るための連絡
- ・ 防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- ・ 災害時の情報伝達、避難支援
- ・ 災害時の安否確認、救助等

4 個別避難計画の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実行性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとする。

また、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に更新がされるように働きかける。

5 改正災害対策基本法施行前に作成された個別避難計画の取扱い

これまで「個別計画」として作成されたものについては、当該計画の内容が改正災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当していることから、個別避難計画へ引き継ぐものとし、改めて個別避難計画を作成するものではない。

第5章 発災時等における避難支援等について

1 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市が、高齢者等避難情報、及び避難指示を発令する際に、避難支援団体及び避難支援等関係者は可能な範囲で、要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施する。

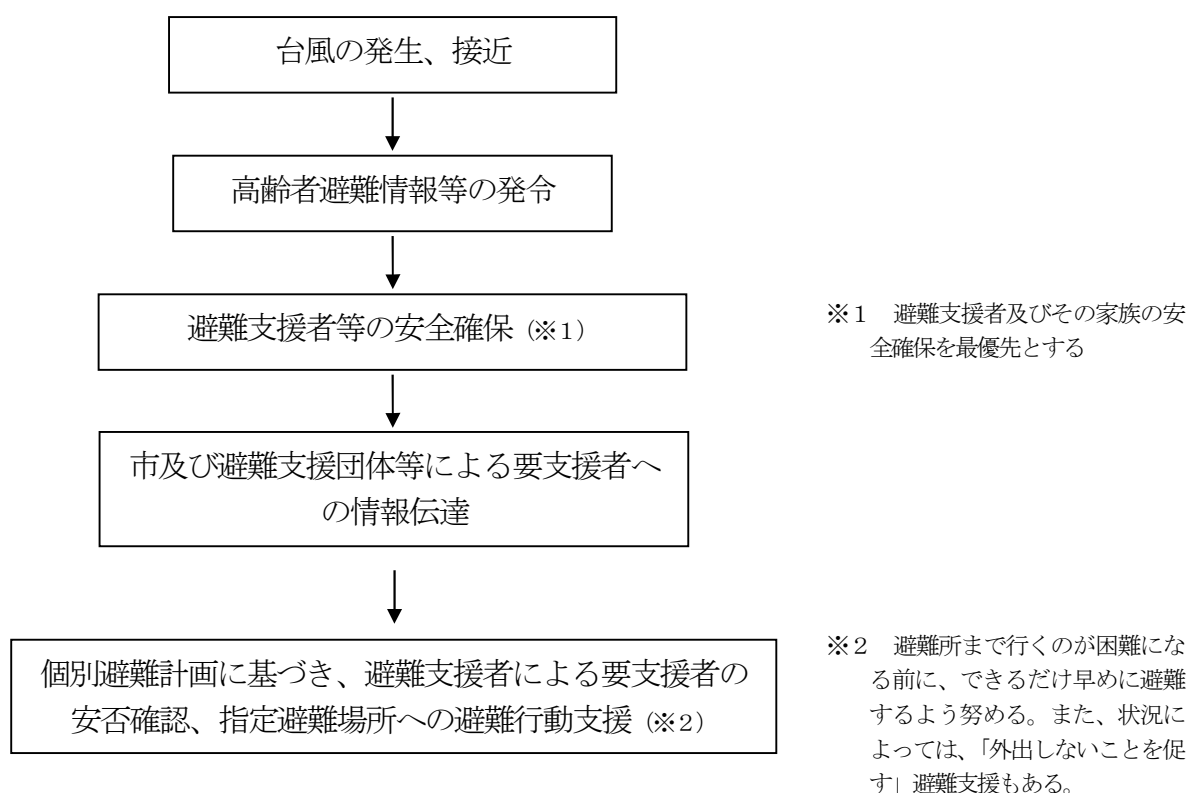
避難支援者及び避難支援等関係者は、同意者名簿等を活用し、平常時の取組による双方の関係性に基づき避難支援を行うものであり、発災時等に避難支援ができない場合、あるいは避難支援者による要支援者の避難行動支援中において、第三者が判断するうえで、避難支援者による明確な過失や故意の事故等による場合を除き、万一、要支援者が怪我等を負う事態が起こったとしても、避難支援者、避難支援団体等、もしくは市に責任が伴うものではない。

特に、大規模災害発生時には、まずは要支援者本人や家族の自助による主体的な避難行動や避難支援が前提であり、避難支援等関係者による避難支援は、避難支援者自身、またはその家族等の安全を確保したうえで行われるものとする。

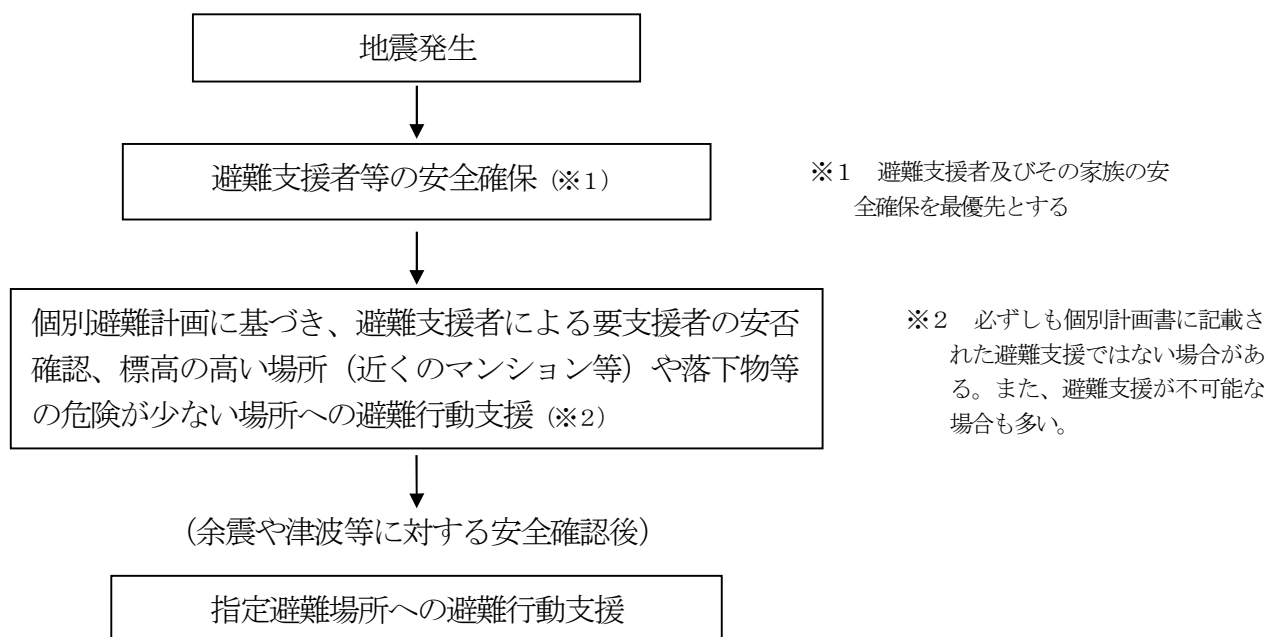
2 避難支援者による要支援者への情報伝達、避難行動支援及び安否確認

(1) 避難支援者等が行う発災時の行動イメージ

ア 大雨、台風等の風水害



イ 地震や津波災害等、避難の時間的余裕がない災害



3 避難行動要支援者対策チーム

市は、災害警戒本部及び災害対策本部の設置に併せて、福祉保健部関係部署で構成する「避難行動要支援者対策チーム」を設置し、避難支援等関係者からの問い合わせへの対応や要支援者の避難状況等を把握し、地域による避難支援が困難な場合等について、関係部局と協力して、主に要支援者の安全確保にあたることとする。

4 発災後の報告

避難支援団体等は、災害時に行った避難支援やその他関係する取組、課題等について市に報告するものとし、市は、市内全域の避難支援団体等からの報告を取りまとめ、必要に応じて制度を見直し、改善することとする。